

金沢市中小企業振興特別資金

【物価高騰緊急対策分】制度のご案内

本市では、物価高騰の影響により、売上総利益の減少などの影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、令和５年度に創設した金沢市中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）の期間を延長します。

融資対象者	市内に本社事業所を有し、原則として１年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び組合のうち、 <u>物価高騰の影響により、最近１ヶ月間の売上総利益(粗利)※が前年同月に比べ５％以上減少している方</u> ※ 売上高－売上原価
資金使途	経営安定のために必要な資金
融資限度額	５,０００万円
返済期間	１０年以内（うち据置期間３年以内）
融資利率	年１．００％（固定金利）
返済方法	元金均等償還
担保・保証人	取扱金融機関の定めによる
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行
融資実行期間	令和８年３月３１日までの融資実行分
留意事項	・ 民間・公的融資に関わらず、本制度を利用した借換えはできません。 ・ 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。

＜お問い合わせ＞

金沢市経済局 産業政策課

TEL:076-220-2204 E-mail:sansei@city.kanazawa.lg.jp